



2026年合格目標

宅地建物取引士



“合格に必要な全て”をワンパック！

友次正浩の
宅建士「オールインワン」攻略講座

通学+フォロー／通信

+ Zoom

申込開始早々に満席となる人気講座がさらにパワーアップ！思考力が問われる問題や一見すると難問に見える問題などにフォーカスします。さらに、「友次オリジナルまとめ」付きで基礎確認もバッチリ！！合格に必要な全てが「オールインワン」になった講座です。

通学+フォロー

9/7^月 14^月 21^{月(祝)} 28^月
各19:15~21:45 新宿エルタワー本校

通信

9/1^火 Web配信・
DVD発送開始！

※本講座の視聴期限は2026年10月18日(日)までとなります。

チャットで
質疑応答も
できます。

受講者特典 Zoomで《復習会》をライブ配信!!

本講座を振り返り、直前期の学習法や、テキストの付録についても解説します！
下記の日程に受講できない場合は、アーカイブで同じ講義を受講いただけます。

10/6^火 13^火 各19:15~21:45

※Zoomのご利用は各講義日の前々日までにカード決済が完了した方に限りです。

※Zoom視聴に必要な専用URL・ID・パスワードは10/5(月)よりMyページに表示いたします。

使用教材

特製オリジナルレジュメ～友次オリジナル まとめ付き!(受講料込)

担当講師

友次 正浩 LEC専任講師

ブログで宅建士試験合格ポイントを公開中！
TOM★CAT ～友次正浩の宅建合格道場

友次 合格道場



受講料

受講形態		回数	一般価格(税込)	講座コード
通学+Zoom	Webフォロー	4	23,100円	TA26287
	DVDフォロー	4	24,200円	TA26286
通信+Zoom	Web	4	23,100円	TB26281
	DVD	4	24,200円	

※Zoomのみの申し込み、Zoomのみの解約はできません。

こんな方におススメ！

- ✔ 過去問を解いても点数が伸びない方
- ✔ あと一歩なのに合格点までなかなか届かない方
- ✔ とにかく2026年で合格したい方

お盆特訓&オールインワンのセットがお得！

「お盆特訓 宅建試験全範囲超速確認」と一緒にお申し込みすると、
合計で3,300円もお得！

※詳しくは「お盆特訓&オールインワン 友次道場パック」
チラシをご覧ください。



【解約返品について】

お客様がコース・講座を注文された場合のご注文取消し、解約等については、LEC申込規約第3条【解約・返金等】をご参照ください。

※GO!GO!ポイントおよび割引クーポンを含む全ての割引制度は、ご利用いただけません。

LEC 東京リーガルマインド

www.lec-jp.com/school/l-tower/

新宿エルタワー本校 ☎ 03-5325-6001

〒163-1518 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー(受付18階) ■受付・開館/HP等でご確認下さい。

JR新宿駅西口より徒歩3分。西口地下からエスカレーターで2階エレベーターホールへ。B12-21エレベーターを利用。

この広告物は発行日現在のものであり事前の告知なしに変更する場合があります。予めご了承ください。発行日:2026年7月1日/有効期限:2026年10月17日 著作権者 株式会社東京リーガルマインド © 2026 TOKYO LEGAL MIND K.K. Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

TV2606006



友次道場 宅建士「オールインワン」攻略講座

特製レジュメのココがスゴイ！

すごい！



覚えにくい項目もポイントを押さえたキーワードで覚やすい！

まさに「かゆい所に手が届く」と大好評の友次オリジナルレジュメは最終チェックに最適です！

Step1

実戦問題で弱点チェック

宅建【オールインワン】	【第1編】権利関係
01	制限行為能力者

次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1 土地を売却すると、土地の管理義務を免れることになるので、未成年者が土地を売却するに当たっては、その法定代理人の同意は必要ない。

2 成年後見人が、成年被後見人に代り売却する際、後見監督人がいる場合には、その許可は不要である。

3 Aが死亡し、Aの妻Bと嫡出でなくCとDの親権者である母EがCとDを代り有効な追認がない限り無効である。

4 被保佐人が、保佐人の同意又はこの土地の売却は、被保佐人が行為能力者でなくなったときであっても、取り消すことができる。

●宅建業者が〔28〕ヶ月以内に供託をした旨の届出がなければ、免許権者は、催告を〔29〕することができる・しなければならない。また、催告が到達した日から〔30〕ヶ月以内に届出がなければ、免許を取り消〔31〕することができる・さなければならない。

●営業保証金に不足が生じた場合、〔32〕日から〔33〕週間以内に、還付額に相当する額を供託し、供託から〔34〕週間以内に供託した旨を免許権者に届出しなければならない。

【弁済業務保証金】

●弁済業務保証金分担金の額は、本店〔35〕円、支店1つにつき〔36〕円であり、これを〔37〕（主たる事務所のもよりの供託所・保証協会）に納付する。また、保証協会は分担金納付から〔38〕週間以内に、保証協会弁済業務保証金を供託する。

●事務所を新設した場合、設置の日から〔39〕日以内に登記しなければならない。

●特別弁済業務保証金は、通知を受領しなければ社員の地位を失う。

●社員の地位を失った場合、その日から〔40〕日以内に登記しなければならない。

【媒介・代理】

●専任媒介（専属専任ではない）契約を締結しなければならない。また、業務処理状況報告しなければならない。さらに、葬日を〔46〕に登録せねばならない。

●専属専任媒介契約の場合、有効期間満了後、業務処理状況を〔48〕週以内に報告しなければならない。さらに、指定流通機構に登記せねばならない。

<民法で保護されやすい人>

1 かわいそうな人（おどされた人・脅された人）

2 権利のある人（登記を備えた人）

<民法で保護されにくい人>

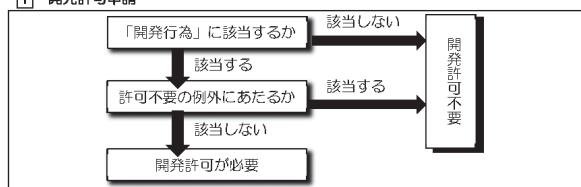
1 悪い人（背信的悪意者・債務不履行者）

2 権利のない人（無権利者）

3 権利の上に眠る者（知りながら放棄した人）

法令03 都市計画法3

1 開発許可申請



1 開発行為に該当するか？

●開発行為

→建築物の建築及び特定工作物の建設のために行う土地の区画形質の変更

第一種特定工作物	コンクリートプラント・アスファルトプラント etc
第二種特定工作物	ゴルフコース（規模不問） 10,000㎡以上の野球場・庭球場その他の運動・レジャー施設

2 許可不要の例外にあたるか？

★開発許可の例外

①規模の小さいもの・農林漁業用建築物

	小規模開発	農林漁業用建築物 [※]
市街化区域	1,000㎡未満は不要	
市街化調整区域	規模に関わらず許可必要	
非線引き区域	3,000㎡未満不要	
準都市計画区域	3,000㎡未満不要	
都市計画区域外	10,000㎡未満不要	

※農産物の加工に必要な建築物は農林漁業用建築物に該当しない

②公益上必要な建築物（駅舎・図書館・公民館・変電所など）

→学校・医療施設・社会福祉施設は公益上必要な建築物ではない！

③非常災害のため必要な応急措置

④「～事業の施行として行う」

Step3

オリジナルまとめて
基礎知識の確認も
バッチリ！

